

●香川県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき変更後の区域により道路の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年2月19日から同年3月12日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町長尾字長塚948番1地先から	前	9.5~11.6	57	交通安全施設整備事業に伴う平成21年香川県告示第529号で変更した区域の一部の変更
仲多度郡まんのう町長尾字沢田949番地先まで	後	15.3~20.0	57	

- 4 供用開始の期日 平成25年2月19日